

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る 経済産業大臣からの意見聴取への回答について

令和5年11月21日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

(趣旨)

令和5年10月16日に、みなし熱供給事業者である東京熱供給株式会社から経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に認可に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への委員会としての回答について御審議いただきたい。

1. 経緯

令和5年10月16日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第52条第1項の規定に基づき、東京熱供給株式会社から経済産業大臣に、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われた。

また、これを踏まえて、経済産業大臣から委員会に対して、当該変更認可に係る意見聴取があった。

(参考)

- ✓ 東京熱供給株式会社の概要
 - ・設 立：昭和56年9月
 - ・資本金：750百万円
 - ・従業員：35名（令和5年3月末）
- ✓ 変更認可申請地区の概要（光が丘団地地区）
 - ・供給開始：昭和58年4月（事業許可：昭和57年2月）
 - ・需要
 - 住宅用：11,098件（令和5年3月末時点）
 - 業務用：57件（令和5年3月末時点）
 - ・供給熱媒体
 - 住宅用：温水・給湯
 - 業務用：温水・給湯・冷水
 - ・熱発生機器：ボイラー（都市ガス）、ヒートポンプ（電気）
ターボ冷凍機（電気）

2. 回答の内容

今回の変更認可申請について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」第1（9）に基づき審査を行った結果、資料5-1のとおり、経済産業大臣に対し、査定方針を回答することとしたい。なお、経済産業大臣に回答する際には、その内容を公表することとする。

＜参考＞参考条文

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）（抄）

附 則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 略

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 略

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 略

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（抄）

第1 審査基準

（9）改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとりとする。

経 済 産 業 省

20231019電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可について（回答）

令和5年10月19日付け20231016資第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本件」という。）について、当委員会として、以下のとおり回答します。

記

本件に係る当委員会としての査定方針は、別添の「東京熱供給株式会社からの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針について」のとおりです。

以上